



左から、三井所会長、三栖
会長、芦原会長

改正士法成立で
建築3会が会見

発注者、会員に周知徹底

基本法制定へ連携協力

日本建築士事務所協会連合会（三栖邦博会長）、日本建築士会連合会（三井所清典会長）、日本建築家協会（芦原太郎会長）の3会会長は、建築士法改定法案が20日に成立したのを受けて会見した。この中で三井所会長は改正士法の周知・実践を目的とするガ

イデ「ライン」の作成などにより発注者や会員への周知徹底を図る方針を示した。

23日の共同記者会見で明らかにしたもので、三栖会長は「建築主と建築士事務所があるものにするための努力をしていく必要がある」と述べた。

法改正は建築主と建築士事務所がともに責務を負い建築をつくるようになる転換点だ。交通大臣の定める報酬基準に基づく超える建築についての書面による契約の義務化、監理工事監理の業務の適正化及び建築主への情報開示の充実を目的に3会が共同で提案したもので、延べ面積300平方㍍を超える建築についての書類を定めた。

また、芦原会長は建築が社会的に求められる理念などを定める建築基本法の制定についても言及し「建築の社会性を考えると、他団体と連携した建築基本法の議論も必要ではないか」と述べた。三栖会長

も「建築設計3会が集まって一緒にできることもある。今後も建築基本法など共通のテーマに向けて協力していく必

要があるが、それは今回の改訂に延長にあらわれた」と指摘したほか、三井所会長も「質の良い建築、街並みをつくるための基本的な意識を専門家が持つだけでなく、社会的合意とするための法律が必要ではないか」と基本法制を定め意欲を見せた。

26.6.24 建設通信新聞